



## 全国トンネルじん肺根絶第7陣訴訟東京地裁 第1回弁論 早期和解と救済法を

今年の2月1日、全国7地裁が一斉に提訴した「全国トンネルじん肺根絶第7陣訴訟」の東京地裁第1回弁論が、4月20日（水）、東京地裁103法廷において14時より開廷されました。

第7陣原告6名、うち東京地裁原告3名と、弁護士7名、各県組織から29名、合わせて42名が参加しました。



### 入廷行進

2月1日の提訴時には、コロナ感染者が増大している最中で、原告は参加できませんでしたが、今回は東京原告を中心に、入廷行進を行うことが出来ました。

弁論では若井功東京原告が代表して陳述を行い、「私たち原告の命あるうちに解決をお願いします」と訴えました。

弁護団から森孝博弁護士は「ゼネコンの安全配慮義務違反については、すでに決着はついており、元請ゼネコンの責任は免れない」と陳述しました。



水口洋介弁護士は、「この裁判は責任を争うものではなく、被告の負担割合を決めることにある」と述べ、1年の和解を達成するための進行スケジュールについて陳述しました。その後、裁判長はゼネコン代理人の意見もうかがいながら、第5回目までの弁論期日を決定しました。

- 第2回弁論・8月31日 10:30～
- 第3回弁論・10月12日 10:30～
- 第4回弁論・12月21日 10:30～
- 第5回弁論・2023年2月15日 10:30～

終了後、四谷プラザエフ4階会議室に場所を移動して、報告・学習集会が開催されました。

弁護団から弁論の内容と弁護団の紹介が行われ、水口弁護団事務局長が「トンネル根絶訴訟の闘い、裁判によらない救済法の骨子案、ゼネコン要請の取り組み」などの学習を行いました。

## 被告ゼネコン6社へ要請行動

翌日は、34人が4班にわかれゼネコン6社へ要請を行いました。各班に原告が同行してゼネコン各社に早期解決と、裁判によらない救済制度創設への賛同と支援を要請しました。



### 要請書を渡す原告の田中良秀さん

愛知の原告田中良秀さんは青木あすなろ建設へ福富部会事務局長と他4名で要請しました。

管理本部審査・不動産部菅本部長と不動産部担当課長兼法務部担当近藤課長が対応されました。

春爛漫！

桜の名所 100 選・岩倉五条川と清州城の桜



名古屋市の北部、岩倉市を流れる五条川沿いには、約 1400 本の桜が植えられ、満開の頃は多くの人出で賑わいます。

織田信長の天下取りの出发点であり、武将たちの重要拠点となった所。

4 層の天守閣は 1989 年再建されたもの。



桃源郷しだれ桃とツツジ



豊田市小瀬間町御嶽神社のコバノミツバツツジ群落です。山一面に咲いていて圧倒され、何時までも見飽きない程。

豊田市旭地区のしだれ桃。

3000 本の色とりどりの桃の木が、約 1 km に植えられている桃源郷です。

松原義弘



ご案内

※ 第 2 回分会会議 6 月 13 日 (月) 13:00～  
瀬戸文化センター 3 階 32 会議室

第 19 回中部労働局要請行動

毎年行っている中部労働局要請は、今回 19 回を迎えました。5 月 20 日山梨労働局から始まり、31 日の静岡労働局まで 9 労働局を要請します。

コロナ感染者が減少してきましたが、じん肺のみなさんは要請に参加することはできません。愛知県本部・岐阜農林建設連合支部・北信越労職合同支部などから 5 名ほどが代表で出席しますので、見守って下さい。



要請項目は 4 項目。

1. トンネルじん肺被災者の救済と根絶について。
2. 労災職業病の予防対策について。
3. 労災職業病に対する認定や療養について。
4. 労働行政の体制強化について。

愛知労働局は、5 月 27 日 14:00～15:00 を予定しています。

ウクライナへの緊急支援カンパ

建交労では『ウクライナ緊急支援カンパ』に取り組むことになりました。4 月 14 日におこなった分会会議で、みなさんに緊急支援カンパを呼びかけたところ、参加者のみなさんに快くカンパをしていただきました。会議に参加できない方も、テレビなどに映るウクライナの様子に胸を痛めていらっしやることでしょう！ロシアの軍事侵攻は許すことはできません。みなさんのご協力をお願いします。

ウクライナ支援を装った詐欺もあるとか、みなさん気をつけて下さい。

組合員数 ☆認定組合員数 **24** 人  
☆組合員総数 **25** 人



5 月の予定

- 1 日 第 93 回メーデー
- 14 日 県本部 第 243 回執行委員会
- 27 日 愛知労働局要請
- 29 日 県本部 統一行動日